

# 中古車の契約をめぐる

## 第3回

# トラブル Q&A

## 契約成立前のキャンセルについて

### 一般社団法人自動車公正取引協議会

消費者庁・公正取引委員会から認定されたルールである「自動車公正競争規約」の運用を通じ、消費者と販売店を結ぶ「信頼されるクルマ販売」を推進するための活動を行っている。

**Q 1** 3日前、車両価格 100 万円の中古車を現金で購入することになり、店頭で注文書を交わしました。ところが、急に転勤が決まったので、昨日キャンセルの電話を入れたところ、「注文書に署名・捺印<sup>なつ</sup>をいただいているので、既に契約は成立しています。キャンセルはできません」と言われてしまいました。キャンセルはできないのでしょうか。注文書には、「中販連監修」との記載がありました。

**A 1** 注文書（契約書）に署名・捺印した後で、やむを得ない理由によりキャンセルしなくてはならなくなった場合、速やかに販売店にキャンセルの意思を伝えることが大切です。その際は、販売店に出向くなどして、直接担当者にキャンセルを伝えるほうが、電話やメールで伝えるよりもスムーズに話を進めることができるようです。

キャンセルの可否については、まず、注文書（契約書）の裏面に記載されている約款の「契約の成立時期」の条項を確認してください。自動車注文書標準約款<sup>\*1</sup>では、現金販売の際の契約成立時期を、「①登録がなされた日、②購入者の注文に基づく修理・改造・架装に着手した日、③自動車を引き渡した日、のいずれか早い日」としています。

今回のケースは、署名・捺印した注文書には

「中販連<sup>\*2</sup>監修」の記載があるということですので、自動車注文書標準約款を採用していると考えられ、その場合の契約成立時期は前述のとおりです。そのため、たとえ注文書に署名・捺印をしていたとしても、前述①、②、③のいずれにも該当しなければ、まだ契約は成立していないため、注文者はキャンセルすることは可能と考えられます。

ただし、販売店によっては、契約の成立時期について、「注文書等に署名・捺印した時点で契約は成立する」とした約款を採用している場合もあります。この場合、注文者が注文書（契約書）に署名・捺印した時点で契約は成立するため、その後は注文者から一方的にキャンセルすることはできなくなります。

なお、中古車購入時に、クレジットを利用する場合の契約の成立時期は、現金販売とは異なります。中古車の売買契約とクレジット契約は別個の契約であるため、注文書の約款では、売買契約の成立時期については、「クレジット契約書に定められている日」としており、クレジット契約書では、「売買契約は立替払い契約の成立と同時に成立する」「販売店が購入者に代わって立替払い契約の申し込みをした時に成立する」としています。したがって、クレジット契約が成立した時点で売買契約も成立することとなり、それ以降、注文者からのキャンセルはで

\*1 自動車業界における標準的な契約条項を定めたもの。ウェブ版「国民生活」2018年5月号「中古車の契約をめぐるトラブル」参照

\*2 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 <https://www.jucda.or.jp/>

きなくなります。

自動車公正取引協議会（以下、公取協）に寄せられる相談には、お客さまにキャンセルを思いとどませるため、実際にはまだ契約は成立していないにもかかわらず、「注文書等に署名・捺印した時点で契約は成立している」など、間違った説明や不適切な対応をする販売店も見受けられます。前述のとおり、キャンセルの可否については、注文書の裏面約款に記載されている「契約の成立時期」によりますので、まずはその内容を確認するようにしてください。

一方で、キャンセルに関する相談では、消費者が中古車購入の際に、十分に検討しないまま、注文書に署名・捺印した後で、家族に反対されたから、他の中古車に変更したくなったから、他店のほうが安かったから、購入資金を準備できなくなったから等、自己都合によりキャンセルを申し出てトラブルに発展するようなケースも多く見受けられます。いつでもキャンセルすることができるから、と安易な気持ちで注文書に署名・捺印するようなことはせず、慎重な対応を心がけてください（購入の際のポイントについては、第2回<sup>\*3</sup>を参照してください）。

**Q 2** 注文書（契約書）の「契約の成立時期」を確認し、販売店にキャンセルを申し出たところ、キャンセルには応じてもらえたのですが、「車両価格（100万円）の30%をキャンセル料として支払っていただきます。また、注文書に署名・捺印いただいた際に預かった申込金5万円は返金できません」と言われました。キャンセル料は支払わないといけないのでしょうか。また、申込金も戻ってきませんか。

**A 2** 注文者は、約款に基づき、契約が成立していなければキャンセルは可能ですが、自動車注文書標準約款では、「キャンセルによっ

て販売店に損害が生じた場合、注文者は通常生じる額の範囲内で賠償する」としています。

この「通常生じる損害」については、販売店が注文者の依頼に基づき車庫証明申請等の手続きを進めていた場合の実費等、販売店が現実負担している実損に限る、とされています。そのため、販売していれば得られていたであろう利益や、車両の広告掲載料等については、キャンセル料として請求することはできません。

したがって、実損が発生しているのであれば、注文者はその分を支払えばよく、「車両価格の30%」を支払う必要はありません。

また、「申込金5万円は返金できない」と説明していますが、自動車注文書標準約款では、「申込金は手付ではない」としています。つまり、注文者が注文時に預けた5万円は申し込みがなされたことを証拠付ける「申込証拠金」であり、放棄や倍額償還により契約の解除をすることができる「手付」ではありませんので、キャンセルとなった場合は返金されなければならないものです。

なお、独自に作成した約款を採用している販売店では、「キャンセルした場合、注文者は車両価格の30%を損害金として賠償する」等の条項を設けている場合がありますが、これについては消費者契約法第9条第1号「消費者契約の解除に伴う損害賠償額のうち、当該事業者が生じる平均的な損害額を超える部分の契約条項は無効」の規定が考え方の根拠として参考になります。

販売店は、車両価格の30%をキャンセル料として請求していますが、実際にそれだけの損害が発生しているとは考えにくいので、まずは、このような請求に対しては、キャンセル料の内訳など、その内容と金額の根拠を書面で求め、それが妥当なものか確認することが必要です。

\*3 ウェブ版「国民生活」2018年5月号「中古車の契約をめぐるトラブル」参照